

役員報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会定款（以下「定款」という）第32条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員に対しては、それぞれの役員の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事報酬、賞与及び退職手当
 - (2) 非常勤の役員報酬
- 2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、現在常勤理事が置かれていないことから、支給基準の定めを省略し、常勤理事を置くこととなったときに、本規則を改訂する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬毎月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日に支給する。）
 - (2) 賞与毎年6月及び12月
 - (3) 退職手当任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヶ月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、毎年度末日までに、支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族、以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	年額 40,000円
副理事長	年額 40,000円
常任理事	年額 40,000円
理事	年額 30,000円
監事	年額 25,000円